大阪府教育行政評価審議会における審議結果

＜基本方針１＞

・学力向上に関して成果の上がっている「効果のある学校の取組み事例」を一層広めるとともに、学力課題のある学校や校区への重点的な支援策を引き続き行うべきである。具体的には、市町村の主体的な取組みの支援に加え、府全体の課題である語彙力の向上に向けた取組みや、家庭学習支援を充実させるとともに、現場の課題を把握した、きめ細やかな指導をお願いしたい。また、語彙力や学びを深めるために、体験や経験を充実させるという観点からも市町村とともに指導いただきたい。

・小中学校の授業改善等について、小学校と中学校を一緒にとらえるのではなく、校種の特色に応じた施策をすすめていく必要がある。

・市町村指導主事学習会（具体的取組４）に関し、学校現場での経験が少ない指導主事が今後も多くなることが予想される中、指導主事を対象とした学校現場に対する実践的指導力を育む取組みは今後一層重要となる。教育施策や教育委員会の推進事項に対する現場の納得感や理解を引き出し、教育実践に結びつける指導力を持った指導主事の育成がなされる学習会になるよう期待したい。

・合同研修等による教員間の連携（具体的取組13）に関し、「幼保こ・小」連携の指標を目標に近づける努力を一層期待したい。教員の多忙といった課題はあろうが、なんとか時間を捻出し、オンラインの研修等の実施を含め、実現できる可能性を追求していただきたい。

・幼保こ・小連携による合同研修の実施に向けては、管理職を含めたコーディネーター等の、日頃の繋がりや連携を一層すすめることが必要である。

＜基本方針２＞

・公立私立どちらでも一定の質の教育を生徒が受けることができるようにすることは大切であり、相互授業見学会等、公立と私立が交流しながら、成果を共有できるような取組みを今後も続けていただきたい。

・エンパワメントスクールに関して、専門人材の連絡会等を通じた学校や教員同士の連携により、生徒が安心して登校できる環境づくりをしていただきたい。

・ICTの活用により、学校に登校できなくても学習に取り組みやすい環境整備をすすめていただきたい。

・府立高校における個別の教育支援計画の作成率が全国と比較し優秀な成績である。この背景にある高校生活支援カードの活用について、今後とも充実させるとともに、不適応や退学の防止にもつながるよう、入学時の早期の実態把握及び対応をお願いしたい。また、私学にも広がることを期待する。

・チャレンジテストについて、成績が悪い子どもをテストの日に休ませるなどマイナス面が生じる可能性があるということを考慮した上で取組みをすすめていただきたい。

＜基本方針３＞

・府立高校における通級による指導の設置校の増設と、担当する教員の専門性や教育課程の質の向上をお願いする。

・特別支援学校教諭免許状保有率について、現場の教員にその必要性をさらに認識させるという観点も含めた取組みの充実により、ますますの向上をめざしていただきたい。

・発達検査をもとにアセスメントを行えるリーディングスタッフの割合の向上と、活躍を期待したい。

・支援学校のセンター的機能における相談支援に関して、愛着障がいの課題や学習の問題など、様々な背景も含めた多様なニーズに対する専門的な知識と技能が必要となることに加え、教員の世代交代が進んでいることから、研修の充実による支援学校教員の専門性の向上・維持・継承を図っていただきたい。

・通常の学級に、支援が必要な子どもたちが非常に多く在籍している中、学校においても、支援教育に関しては学校経営方針として全体として取組む必要がある。そのために、支援教育課と小中学校課が連携し、取組みをすすめていただきたい。

＜基本方針４＞

・従来の大阪府「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」に加えて、2015年に国連で策定された「持続可能な開発目標」（SDGs）の理念を踏まえ、この度の「COVID-19」等に関わる差別や偏見、虚偽情報をなくすための人権教育の一層の取組みを行うべきである。みんなが当事者であるという問題意識を持って学習する機会ととらえ、教材づくりを行ったり先進的な取組みに学んだりしてほしい。

・家庭と学校が協力して、子どもの異変にいち早く気付くことができるよう、アンテナを張り巡らせていただきたい。特に今後は新型コロナウイルス関連のいじめが増える恐れがあり、子どもが新型コロナウイルスに感染した場合の対処が大事になると思われる。

・人権やいじめ、体罰等への対策としては、自分を大切にするための自己肯定感、自己有用感を高めていく取組みが大事であろう。また、人間関係にあまり興味がない子どもが増えてきているとも思われ、人間関係づくりも大きな課題になると思われる。

・運動部活動指導者の資質向上（具体的取組88）に関し、文化部についても指導者の資質が問われる。多様な子どもの個性に臨機応変に対応できる資質を備えた指導者の育成に向け、引き続き文化部の指導者に対しても研修を行っていただきたい。

・運動部活動指導者の中には、具体的な指導法や練習法には興味はあるが、人間にとってのスポーツの価値や、体育教育の意義といったスポーツ原理を理解していない者もいる。スポーツ原理を理解していないと、不祥事を起こすリスクを抱えることになることから、運動部活動マネジメント研修にスポーツ原理を盛り込み、指導者の意識改革を行う必要がある。

＜基本方針５＞

・学校における体育の一番大事な点は、学習指導要領にあるように「豊かなスポーツライフを実現する」ことにある。スポーツへの興味関心を中心に据えた学校体育の取組みに期待したい。

・肢体不自由支援学校４校において運動部（ボッチャ）が実施され、生徒の意欲や自己効力感の高まり等の成果が得られている。できるだけ多くの学校に拡がることを期待したい。

・支援学校における障がい者スポーツの推進について、通常学級の子どもたちとの交流の機会等にも発展することを期待する。

＜基本方針６＞

・評価・育成システムに関し、悪い評価を恐れ教員が委縮することを防ぐため、悩みを抱えた教員の支援やその結果こそ評価すべきであり、教員が困ったときに相談できる環境づくりとともに、教員の育成支援につながる教員評価を望む。

・評価・育成システムにおいて、教員のそれぞれの得意分野や潜在能力等のストロングポイントを生かす視点を重視し、ストロングポイントをさらに伸ばす取組みと評価により、教員の意欲や自己肯定感を高めるとともに、教員の資質向上やミドルリーダーの育成につながることを期待する。

＜基本方針７＞

・学校経営計画については、数値目標のみを追い求めるのではなく、学校が取り組むことができた成果や強みに目を向けることが大切である。また、校長・准校長に対する助言やマネジメント強化に対する予算的な措置、学校が課題に対し組織として対応する核となるミドルリーダーの育成といった学校に対する支援を継続していただきたい。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により想定外のことも起ころうかと思うが、その場合にも大阪府の支援によりより良い学校づくりをめざしていただきたい。さらに、学校評価に関し、地域や保護者の方も引き続き関わっていただきたい。

・教員が生き生きと働いているということが、子どもたちのより良い教育に繋がる。教職員の働き方改革の取組みとして、今後とも、全校一斉退庁日や、学校閉庁日、専門人材の活用等といった取組みにより、教員が本来の教育活動に集中できるような支援をお願いする。

・部活動指導員について、今年度より登録方法を人材バンク方式に切り替え、登録が容易になったことは良い取組みであると思う。今後とも部活動指導員の登録を促進する取組みを行っていただきたい。

・部活動指導員については、働き方改革の観点からも推進すべきであるが、その資質を重視すべきである。

・今後新型コロナウイルスの先行きが見えない中で、遠隔授業のような形で教育活動を実施することが必要な場面がこれから生じてくると思われる。学校の教員も遠隔授業用の教材を作るために、ある程度のICT環境が必要になるだろう。一方で、遠隔授業は対面の授業とは異なり、限界がある。なかなか学校に集まることができない環境になったとしても、子どもたちの学力の保障と繋がりを継続できるような環境整備に引き続き努めていただきたい。

＜基本方針８＞

・地域と連携した自然災害を想定した避難訓練について、兄弟関係を勘案した、小・中・地域及び家庭が連携した、引き渡し訓練を含めての避難訓練が必要である。また、地域の実態を把握した上で実施率向上にもつなげていただきたい。

・防災教育において、高齢者や障がい者に対する早い段階での支援の観点も盛り込んでいただきたい。

・地域ぐるみでの安全体制の整備について、保護者の参加率の低さや地域ごとの温度差が課題であることから、学校側からの積極的な声掛けや見守る方々のモチベーションを喚起する取組みを継続していただきたい。

＜基本方針９＞

　・学校と保護者・地域人材の一層の連携を図り、中学校区を核として、その校区の特色に合わせた活動やネットワークを構築する必要がある。具体的には、キャリア教育の一環として、児童生徒などを対象とした若い世代からの「親学習」の実施や、人材不足の中ではあるが、自治会や社会福祉協議会等と連携した「人材活用」や「人材育成研修」の充実が求められる。

　・おおさか元気広場における協力企業・団体による出前プログラムについて、大変充実した内容があり、たくさんの学校に活用していただきたい。

・幼児教育においては、公私立問わず、多様なニーズのある幼児（障がいの重度化・多様化等）への支援と、その保護者支援が重要な課題となっている。一方、幼稚園には支援学級や通級指導教室がなく、支援教育の推進役がいない。「幼児教育センター」による幼児教育アドバイザーの育成と、幼児教育コーディネーターによる支援が一層充実していくことを期待する。

　・コロナ禍において、学校でしかできないことは一体何なのかということが問われている。民間の教育プログラムを積極的に活用することが必要となる。

　＜基本方針10＞

　・私学教育による多様で特色ある学習機会の提供と幼・小・中・高・専修各種学校への支援を更に充実するべきである。具体的には、私立学校園等への経常費補助金等の支援事業の拡充や、私立高校生等への授業料無償化制度の維持に加え、産業界等と連携した、後期中等教育におけるキャリア教育の支援が考えられる。

　・専修学校生の進路について、例えば他校種と連携したキャリア教育を行うなど、ひとりひとりの生徒にとってより良い進路が実現するよう、今後とも取組みの充実をお願いしたい。

　・私立学校において学校全体として支援教育の体制整備にしっかりと取組み、公立学校のサポート校のシステムと連動・連携しながら支援教育の充実を図っていただきたい。また、今後さらに多くの私立学校で高校生活支援カードが普及し、早期にニーズを把握できるようになることを期待する。

　・私立学校の耐震化について、早期に100%を達成するよう、学校と連携し推し進めていただきたい。